

しゅうがくえんじょ
令和5年度就学援助申請のご案内

就学援助制度とは、宗像市内に住所を有し、小学校・中学校・義務教育学校に就学する児童生徒に必要な学用品費・給食費等を、経済的な理由で負担することが困難な保護者に就学費用を援助する制度です。（国立・県立・私立小中学校も対象です。また、宗像市は特別支援教育就学奨励費も同制度に含めて実施しています。）世帯の所得状況等を審査して決定しますので、希望しても受けられない場合があります。なお、入学前支給を認定された方も新たな申請が必要です。

対象者

宗像市内に住所を有し、小学校・中学校・義務教育学校に就学する児童生徒の保護者で、次のア・イのいずれかに該当する方

ア 生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

イ 生活保護世帯（修学旅行費のみ支給。対象者へは個別にお知らせをします。）

申請に必要な書類

※ ①・②必須 ③～⑥該当者のみ要

① 就学援助申請書	市ホームページ、教育政策課窓口、宗像市立学校で入手可。 ※世帯分離している場合も、同一住所に住んでいる方全員を記入してください。（光熱水費の領収書等により生計が別であることを証明できる場合は、別世帯分の記入は不要）
② 通帳のコピー	通帳の表紙の裏面 （銀行名、取引店名、口座番号、口座種別、口座名義人が記載された部分）をコピーし、同封してください。 <u>申請者と同じ名義のものに限り</u> ます。前年度と同じ口座を指定する場合も必ず提出が必要です。
該 当 者 の み	③ ひとり親家庭等医療証のコピー ひとり親の場合に必要。児童扶養手当証書も可。 氏名、有効期限等 が記載された部分をコピーし同封してください。 （有効期限内のものに限る）
	④ 住居の賃貸借契約書のコピー 賃貸住宅に住んでいる場合に必要。 物件の所在地、借主（契約者名） が記載された部分をコピーし同封してください。
	⑤ 住民票 （世帯全員が記載されたもの） 申請時に 市外に住所を有する家族がいる場合 （単身赴任や別居する大学生等）は、その方の住民票が必要。 ※氏名、生年月日、世帯主との続柄が記載され、令和5年4月1日以降に発行されたもの。
	⑥ 令和5年度所得証明書 （源泉徴収票は不可） 令和5年1月1日時点で 市外に住所を有する家族がいる場合 （単身赴任や別居する大学生等）は、その方の所得証明が必要。

申請方法

原則として **郵送受付**

申請期間

◆ **集中受付期間 令和5年6月12日（月）～ 6月21日（水）**

※ この期間に申請した方のみ、令和5年4月分から支給の対象となります。

郵送の提出期限 令和5年6月21日（水）消印有効

※ 提出期限以降の消印の場合は、認定月が7月となりますので、ご注意ください。

（例：6月21日（水）に投函したが、書類の消印が22日（木）の場合、認定月は7月となります）

※ 記載内容に不備がある場合や、添付書類がない場合は、市から問い合わせを行いますが、連絡が取れない場合は申請書を返送させていただきます。

窓口の提出期限 令和5年6月21日（水）午後5時

受付時間 8：30～17：00 ※土曜・日曜日を除く

受付場所 市役所3階301会議室

※ 期限後も受付は随時行っておりますが、「申請日の翌月」が認定月となるため、認定月より前の月分の援助を受けることはできません。

※ 確定申告が済んでいない方は、早急に手続きをお願いします。申告していない場合、審査ができません。なお、前年度の収入がない方も、申告のご案内を行う場合があります。

◆ **通常受付期間 集中受付期間終了後 ～ 令和6年2月29日（木）**

郵送の提出期限 毎月末日 消印有効

窓口の提出期限 毎月末日 午後5時

受付時間 8：30～17：00 ※土曜日・日曜日・祝日、年末年始を除く

受付場所 市役所3階教育政策課窓口

★【重要】★

通常受付期間に申請した場合は、申請日の翌月分から支給の対象となります。

4月からの支給を希望する方は、必ず集中受付期間に申請してください。

結果の通知

1. 集中受付期間に申請した場合

7月中旬頃に、審査結果の通知を保護者（申請時の住所）へ送付します。

2. 通常受付期間に申請した場合

審査終了後（申請書の提出から約1～1か月半後）に、審査結果の通知を保護者（申請時の住所）へ送付します。

＜お問い合わせ・申請書提出先＞
〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号
宗像市教育委員会 教育政策課 教育総務係
TEL0940-36-5099